

ジェンダーの視点に基づく年金制度体系論への一考察

A Consideration of Arguments about the Pension System Based on Gender Perspective

海野 恵美子*

Emiko Umino

目次

- I はじめに
- II ジェンダー平等の視点からの年金制度論議
- III 個人単位の一元的所得比例年金論の検討
- IV 男女共同参画会議・影響調査専門調査会の年金制度体系論 (次号掲載)
- V 結び (次号掲載)

I はじめに

2004年度年金改革の政府原案は、資料1の通りで、1. 社会経済と調和した持続可能な制度の構築、2. 生き方、働き方の多様化に対応した制度の構築との主に2つの柱からなる。

1は、年金改正の手順と方法の抜本的変更であり、これまで5年ごとの年金財政再計算を踏まえた国会での審議を経ての改正という手法を改め、スウェーデンの改革手法を取り入れた「保険料水準の固定化(2017年以降の保険料を18.3%に固定化すること。その範囲内に給付水準を抑えるので、年金給付形態は確定給付型から確定拠出型への変更となる。)」と「マクロ経済スライド」(物価や賃金の変動に年金水準を照応させる従来のスライド方式のみから、少子化や長命化による高齢化率の変動も年金水準に反映させ高齢化率が上昇すれば年金水準を自動的に引き下げる方式も導入することで、高齢化の進展による年金財政の悪化を自動的に回避しようとする方式)により、定期

的な国会審議を経て年金改正を行う従来の方式を変えるものである¹⁾。

2は年金政策におけるワークフェア workfare 施策で、従来は主に年金受給者・被保険者の被扶養者と位置付けられてきた高齢者・障害者・女性への就労支援を強め、それによる経済的自立によって年金給付総額の抑制も目指すものであり、今回の年金改革では、「在職老齢年金の見直し」と「障害年金の改善」以外は女性の年金問題に関連する。

2点とも制度開始以来と言えるほどの大改革であったが、年金制度の骨格である制度体系の問題を取り上げることなく論議されたので、政府の年金改革案が出されるにつれ、さまざまな方面から年金体系案が提起されてきた。国民年金と被用者年金との制度一元化や税財源についての見方に差異があるが²⁾、これをひとまず置いて大別すれば、次の3つである(：の右側は主な提案者)。

- ①税方式の定額基礎年金のみの1階建て：経済同友会
- ②社会保険方式の所得比例年金と最低年金額保障の補足年金の1階建て³⁾：民主党⁴⁾
- ③税方式の定額基礎年金と社会保険方式の所得比例年金との2階建て：連合(文献3)、労連(文献4)、社民党、共産党

ジェンダー平等視点からの年金体系案でも同様に、①は伊藤周平⁵⁾、②は内閣府・男女共同参画

*社会福祉学部教授

平成16年年金制度 改正案の概要

2004年2月10日 閣議決定

【平成12年改正に残された課題】

- 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ
- 厚生年金、国民年金の保険料引上げの凍結解除
- 女性と年金に関わる課題

【平成12年改正以降の社会経済の変化】

- 少子高齢化の一層の進行（平成14年新人口推計）
 - ・現行の給付水準を維持した場合、厚生年金保険料は22.8%（国庫負担1/2、1/3の場合26.0%）、国民年金は20,000円（国庫負担1/2、1/3の場合は28,900円。いずれも平成16年度価格）【厚生労働省案（平成15年11月）での試算結果】
- 個人の生き方、働き方の多様化に柔軟に対応できることが更に要請

1 社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保

- 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ
 - ・平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する。
 - ・16年度以降：年金課税の見直しによる増収分を充当（平年度1,600億円程度、平成16年度272億円）
 - ・17年度及び18年度：我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫負担割合を適切な水準へ引上げ
 - ・19年度を目標：政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、21年度までに完全に引上げ
- 財政検証の実施
 - ・少なくとも5年ごとに、概ね100年程度の期間にわたる年金財政の検証を行う。
- 保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整
 - ・保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み（保険料水準固定方式）とする。

- 給付水準の調整
 - ・平成16(2004)年10月から毎月0.354%ずつ引上げ
 - ・平成29(2017)年度以降18.30%とする。
 - ・(国民年金) 平成17(2005)年4月から毎年月額280円引上げ
 - ・平成29(2017)年度以降16,900円とする。(いずれも平成16年度価格)
- 社会全体の保険料負担能力の伸びを反映させることで、給付水準を調整（マクロ経済スライド）する。(ただし調整は名目額を下限とし、名目額は維持)
 - ・(新規裁定者) 1人あたり賃金伸び率 - スライド調整率
 - ・(既裁定者) 物価上昇率 - スライド調整率
 - ※スライド調整率 公的年金被保険者数の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)
 - ※2025年度までは平均年0.9%程度
- 給付水準の調整を行っても高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして、厚生年金の標準的な年金世帯の給付水準は、現役世代の平均的収入の50%を上回る。
 - ・厚生年金の最終保険料率を18.30%に固定し、給付水準を自動調整
 - 基礎年金で、平成38(2023)年以降厚生年金のモデル年金(夫婦の基礎年金を含む)の所得代替率 50.2%

2 生き方、働き方の多様化に対応した制度の構築

- 職老齢年金制度の見直し
 - ・60歳前半の被用者の在職老齢年金制度の見直し(一律2割の支給停止措置の廃止)
 - ・70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整の実施(保険料負担は求めない。)
 - ・65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入
- 短時間労働者への厚生年金の適用
 - ・厚生年金が企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、法施行後5年を目的に、総合的に検討し、その結果に基づき、必要な措置を講じる。
- 次世代育成支援の拡充
 - ・育児休業をとった時の保険料免除措置の拡充(1歳未満→3歳未満)
 - ・勤務時間短縮等により標準報酬が低下した時の年金額計算上の配慮措置(従前の標準報酬額を適用)
- 女性と年金
 - ・(第3号被保険者期間の厚生年金の分割)
 - ・被扶養配偶者のいる被保険者が負担した保険料は共同して負担したものであることを基本的認識とする。
 - ・離婚時の期間(施行後の期間)の厚生年金の2分の1を分割できるものとする。
 - ・離婚時の同意又は裁判所の決定があれば、離婚時に厚生年金を分割できるものとする。
 - ・配偶者の同意又は裁判所の決定となる標準報酬額につき、当事者双方の婚姻期間中の合計の半分を上限
 - ・(遺族年金制度の見直し)
 - ・白らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として支給
 - ・子のない30歳未満の遺族配偶者への給付の有期化(5年)、中高齢寡婦加算の支給対象を夫死亡時40歳以上とする。
- 障害年金の改善
 - ・障害年金制度年金額を併給可能とする(障害を有しながら就労したことによる年金制度上評価)
- 企業年金の安定化と充実(厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除、解散時の特例、確定拠出年金の中途引出しの要件緩和、企業年金の見直し(国内債券を中心とし国内外の株式を一定程度組み入れた分散投資による運用・運用性の徹底や責任の明確化を基本として、年金積立金の管理運用のための独立行政法人の創設・運用の資産構成割合は当該独立行政法人で決定)
- 年金積立金の運用の在り方の見直し(国内債券を中心とし国内外の株式を一定程度組み入れた分散投資による運用・運用性の徹底や責任の明確化を基本として、年金積立金の管理運用のための独立行政法人の創設・運用の資産構成割合は当該独立行政法人で決定)

出所) 公文昭夫『許すな!!年金改悪』あけび書房、2004、P.96・97

影響調査専門調査会⁶⁾、浅倉むつ子(文献5)、③は訓覇法子(文献7)、二宮厚美(文献8)、後藤道夫(文献9)等の3類型に分けられる。

このように見解が分かれている中で、今後の年金改革では、残された最大の論点として年金体系の問題が中心テーマになる可能性があることや、また、以下の点からも、ジェンダー平等の視点からの年金体系の検討が必要と考える。

すなわち、社会保障構造改革における男女共同参画会議とその下部機関である影響調査専門調査会の位置・役割に関して、今回の年金改革の柱の1つであったワークフェア施策の導入は児童扶養手当法改正、今回の年金改革、生活保護や障害者福祉へと広がってきているが、その多くは女性(母子世帯や被扶養女性)が対象なので、ジェンダー平等政策を打ち出す男女共同参画会議や影響調査専門調査会の見解がこうした政策や改革の行方に今後一層大きな影響を及ぼす可能性があること、実際にも、今回日本では初めて男女共同参画影響調査専門調査会がジェンダーの視点からの政策評価も実施し⁷⁾、政策への影響を強めていること、こうした中で、男女共同参画影響調査専門調査会会長・大沢真理は、特に年金改革を含む小泉政権の「骨太方針」第2弾以降について、「男性稼ぎ主」型から「両立支援」型へと社会政策システムを転換させる「ジェンダーの主流化」の動きであると評価しているが(文献10、pp.33)、他方では、ジェンダーの視点からの批判的な見解も出されており⁸⁾、改めてジェンダー平等の社会保障・年金とはどういうものかを問う必要があることである。

また、この影響調査専門調査会の政策評価についてはこれまで殆ど検討されてきていないので、年金体系に関しての検討が男女共同参画影響調査専門調査会の政策評価についての具体的レベルでの検討にも繋がるのではないかと考える。

こうしたことから、本稿では、Ⅱでジェンダー平等の年金に関わる諸見解を概観した上で、Ⅲでスウェーデンの改革後の年金体系の特徴と大沢等のいうスウェーデン方式の年金体系との異同を個人単位の一元的所得比例年金の検討として検討し、これらを踏まえて、Ⅳで男女共同参画影響調査専門調査会の年金関連に関わる報告および政策

評価を検討し、Ⅴで総括して結びとしたい。

Ⅱ ジェンダー平等の視点と年金制度体系論

本節では、ジェンダー平等の視点からの年金制度体系論においてどのような年金体系が適切かについての見解が分かれていることを踏まえて、国際比較の視座から捉えている国内の研究を取り上げ、ジェンダー平等に最もふさわしい年金制度類型とその理論的根拠、およびその場合に特に考慮すべきジェンダー平等の指標について検討する。

1. ジェンダー平等の年金制度とその理由

1) 最もジェンダー平等な「普遍主義型」年金体系とその理由：コルピ Korpi・訓覇法子の見解

訓覇法子は、3つのジェンダー政策型と4つの社会保険型を組み合わせたOECD18カ国の比較検討を行っている、コルピの以下の見解と表1を紹介し、最もジェンダー平等の年金制度は階層の不平等度が少ない「普遍主義型」(全国民を対象とする基礎安全保障年金に所得比例年金を組み合わせた年金型で、ビスマルク保険型とベヴァリッジ型保障型との組み合わせ型でもある。)で、これとジェンダーの不平等度が最も少ないジェンダー政策類型である「共稼ぎ家族支援型」を持つ、フィンランド・ノルウェー・スウェーデンが最もジェンダー平等の福祉国家であるとしている(文献7、pp.81-87)。

コルピの4つの社会保険型とは、上記の「普遍主義型」、「基礎安全保障型」(国民最低限保障型とも言い、保障は最低限の低い給付水準で、それ以上の従来の生活水準保障は私的保険に委ねるベヴァリッジ型の保障型)、「資力調査型」(資力調査によるニーズ認定を給付原則とする保障型)、「コーポラティズム型」(強制加入の職業別給付条件を原則とするビスマルク保険型の保障型で、雇用主・被用者・国家の3者代表で運営され、財源は労使折半が普通で、給付は上限設定があり、高所得者は私的保険での補足が普通である。)で、これらを分ける指標は階層の不平等度である。階層の不平等度とは、エスピン＝アンデルセンが社会政策が目指すモデルを示すために用いた

表1 OECD18カ国における社会保険制度モデルとジェンダー政策、
および階層・性における不平等性

(1985-90)

国	制度的モデル		不平等性	
	社会保険制度	ジェンダー政策	階層	性
カナダ	基礎安全保障型	市場中心家族政策	高	中
スイス	基本安全保障型	市場中心家族政策	高	中
イギリス	基本安全保障型	市場中心家族政策	高	中
アメリカ	基本安全保障型	市場中心家族政策	高	中
ニュージーランド	基本安全保障型	市場中心家族政策	(高)	中
オーストラリア	資力調査型	市場中心家族政策	高	高*
アイルランド	基本安全保障型	一般家族支援	高	高
オランダ	基本安全保障型	一般家族支援	中*	高
デンマーク	基本安全保障型	共働き家族支援	中*	低
ベルギー	コーポラティズム型	一般家族支援	中	高
ドイツ	コーポラティズム型	一般家族支援	中	高
イタリア	コーポラティズム型	一般家族支援	高*	高
フランス	コーポラティズム型	一般家族支援	高*	中*
オーストラリア	コーポラティズム型	一般家族支援	(中)	中*
日本	コーポラティズム型	市場中心家族政策	—	高*
フィンランド	普遍主義型	共稼ぎ家族支援	低	低
ノルウェー	普遍主義型	共稼ぎ家族支援	低	低
スウェーデン	普遍主義型	共稼ぎ家族支援	低	低

注：*予期されなかった不平等性水準

出所：Korpi, W. (1999), pp. 76.

訓覇法子『アプローチとしての福祉社会システム論』法律文化社、2004、pp. 86。

「階層化」(普遍性や平等性に反した階層格差)と「脱商品化」(生存的基本権という社会権の拡大によって労働者が労働力商品としての市場への依存関係から解放されること)という2つの指標の1つで、「階層化」度が低いほど(「脱階層化」と呼べる—海野注—)より望ましい年金型ということであり、表1から、階層の不平等度が少ないのは上記のように「普遍主義型」で、次いで順に「コーポラティズム型」、「基礎安全保障型」や「資力調査型」ということになる。

この「普遍主義型」社会保険・年金の必要性の経済的根拠と政治的優位性について訓覇は、コルピ等の見解に依拠しながら、①均一に最低年金を保障する「基礎安全保障型」や「資力調査型」よりも「普遍主義型」の社会保険が階層の不平等度が低いのは、その給付対象が高所得層を含む全国民で、給付水準も中間層の従前所得の一定水準の保障なので、公的年金以外の所得(私的年金や貯蓄等)に依存する余地が少なくなるため、それら

を含めた総合的な所得格差が小さくなること、②①のため、低所得者または低所得水準に限定した給付の場合ほどには負担に対する中・高所得層からの反発が少ないことを挙げている。つまり、①給付も給付水準も普遍的で(すなわち「脱商品化」度が高いということ)公共化度が高いことが所得階層差を小さくし(経済的根拠)、②①の経済的根拠が所得再分配への中・高所得層の反発を少なくし、全国民に手厚く給付する福祉国家を支える政治的優位性ともなるとしている(政治的根拠)⁹⁾。

2) 「フェミニズム戦略としての福祉国家」論と「新自由主義フェミニズム」批判：後藤道夫の見解

後藤は、福祉国家の発展には、施策の対象を「貧困線」を基準とした最低保障タイプの第一段階と、1960年代以降の豊かな社会に照応した「福祉国家のヴァージョン・アップ」としての第二段階とがあり、市場批判の視点に立ったジェンダー

平等とそれに基づく福祉国家構想によって、日本ではまだ実現していない、「ぎりぎりの最低生活保障のみでなく、より人間らしい生活と社会的処遇を各人に保障する義務がある、という意識の高まりとそれにもとづく高度な公的諸施策」である「第二段階の福祉国家」を目指すことが「フェミニズム戦略としての福祉国家」であるとする（文献9、pp.78）。この場合、ジェンダー差別解消の課題は、こうした社会保障改革のほかに、企業を超えた横断的労働市場の形成による同一労働同一賃金・同一価値労働同一賃金原則の実現と、家族単位主義の撤廃等の年金・税制等の制度におけるジェンダーバイアスの払拭が必要である。

後藤の言う「第二段階の福祉国家」の年金体系が訓覇・コルピ等の「普遍主義型」年金であることは言うまでもないが、その必要性の背景として、ジェンダー・人種・民族・障害者・高齢者等の貧困層以外の多様な人々の「人間らしい生活と社会的処遇」要求という社会的要因を重視している点が訓覇等との違いであり、これに関連して、近年の日本では「第二段階の福祉国家」を解体しようとする新自由主義思想に親和的なフェミニズム（これを仮に「新自由主義フェミニズム」と呼ぶとしている。）が少なくないとして注意を促していることも（文献9、pp.77）重要である。

3) ラロックレポート¹⁰⁾の見解に基づく「保障概念の二重性」論：工藤恒夫の見解

工藤はラロックレポートの見解に依拠し、社会保障が保障する最低生活の内容には①ベヴァリッジプランの保障内容である、全国民への画一的な最低限度の生活と、②ラロックレポートが強調する、①の下限に上積みされる個別的な最低生活の2つがあるが、「普遍主義型」社会保険は①を組み込んだ②を最低生活保障とするものであり、②が必要な理由は、社会保障とは「保障に対する願望への応答」であって、その目的が「どのような社会的または経済的不測の事態によっても、可能な限りにおいてであるが」「生活水準と生活の質が大きく浸食されないであろうという確信を与えること」、「相対的保障感をつくりだすこと」にあるからだとして（文献14、pp.104-106）、この点に配慮していないヴァリッジプランを批判している。

このように工藤によれば、貧困解消の社会保障には全国民への画一的な最低限度の生活保障とこれに上積みされる個別的な最低生活保障という二重の最低生活保障が必要であり、「普遍主義型」年金体系は貧困解消の社会保障体系として有効であることをILOの専門委員会であるラロックレポートが明確にしているということである。

なお、社会保障・公的年金が「保障に対する願望への応答」となるには、それを支える経済基盤が無くてはならないが、この経済基盤が企業の拠出にあることを説明するのが後述の二宮の見解であると言える。

4) 労働中心社会変革論としてのベーシックインカム論と「普遍主義型」年金との関係：宮本太郎の見解との関連

宮本の、有償労働支援と無償労働支援の「複合的な政策パッケージ」による労働中心社会変革論（文献13）については後述するが、その背景にあるのは「商品化」を進める有償労働支援策を批判するベーシックインカム論である。

ベーシックインカム論は、「脱商品化」「脱階層化」に加えて環境への配慮という点から主張されてきた見解であるが、「普遍主義型」年金体系の基礎年金は、全住民に最低生活を平等に保障すると言う点で「脱商品化」度が最も高いこと、しかし訓覇・コルピ等が指摘したように、この年金だけでは「商品化」が進み「階層化」を生むので、所得比例の年金を上乗せすることで「階層化」を最小化することができるのが「普遍主義型」年金体系であると考えられる。

2. ジェンダー平等の指標

以上のジェンダー平等の年金体系の検討に関連したジェンダー平等の指標について、次に検討する。

1) コルピの3つのジェンダー政策型と2つの指標

上記のコルピの3つのジェンダー政策型とは、「共稼ぎ家族支援型」（女性の継続的就労と家族内の無報酬労働の分担の奨励とにより、男女による就労と家族生活との両立を支援する公共政策が特徴で、主な指標は、0～2歳の公共保育サービス、父母の有給育児休暇、高齢者のホームヘルプ

サービスである。)、「一般家族支援型」(家族内労働は女性が責任を持ち女性は第2次的稼得者とする伝統的家族制度維持の公共政策が特徴で、幼児への児童手当、3歳以降からの公共保育サービス、家族扶養控除が主な指標である。)、「市場中心家族政策型」(前者と異なり、市場力を容認し、個人の能力と市場力との相互作用でジェンダー関係を形成することを基本とする政策で、指標は様々な私的解決方法である。)で、ジェンダーの不平等度が最も少ないジェンダー政策類型は上記のように「共稼ぎ家族支援型」、次いで順に「市場中心家族政策型」、「一般家族支援型」で、日本はアメリカと同様の市場中心型だがジェンダー平等度では「一般家族支援型」と同様に最も不平等度が高く家族依存が強い例外的な「市場中心家族政策型」とされる。表2はこれを図表化したものである(作表は海野)。

ジェンダー政策型を3つに分ける指標は、①就労と家族内無償労働との2つの労働領域での性別役割分業解消の有無(それを目指すのか維持するのか)と、②①を支援するサービスの提供方法(公共化か、市場サービスでの市場化か)の2点にあると見ることができ、②の指標は上記のエスピン＝アンデルセンの「脱商品化」の指標と同様と考えられる。また、自助に委ねる「市場中心家族政策型」よりも「伝統的家族支援型」の公共政策の方がジェンダー平等度は低くなるというこの位置付けからすると、「脱商品化」よりも家族支援の在り方の方がジェンダー平等度を左右するということになるが、これについては次の2)で触れる。

なお訓覇によれば、エスピン＝アンデルセンも、ジェンダーの視点の欠如との批判への応答として、家族内サービスの代替機能は、市場による

代替だと富裕層と貧困層のサービス格差を生むので、公共サービスによる代替が必要だとした上で、公共サービスの普及度(GDPに対する保健・医療以外の家族サービスへの支出割合、家族手当と税控除等の有子家庭への総対的助成、3歳以下の幼児への公共保育サービスの普及、ホームヘルプサービスを受ける高齢者の割合)を指標とする「脱家族化」の概念を新たに加え、この指標と比較した場合でも、「脱商品化」「階層化」の比較と同様に、またコルピと同様に、北欧の「社会民主主義レジーム」が最も「脱家族化」度が高いとしているが(文献7、pp.62-63)、コルピの「ジェンダー政策モデル」は、家族内無償労働の公共サービスによる代替の度合いを指標とするこのエスピン＝アンデルセンの「脱家族化」概念を踏まえて再構成したものと解される。

2) 有償労働支援と無償労働支援の「複合的な政策パッケージ」による労働中心社会変革論：宮本太郎の見解

宮本は、エスピン＝アンデルセンやコルピと同様に有償労働支援と無償労働の両方の在り方を視野に入れ、ジェンダー平等の比較のモデルとして、フレイザー Frazer の3つのモデル、すなわち、①両性稼得者モデル(女性も男性と同様に稼得者として就労できる条件形成を目指すモデルだが、無償労働の軽減を保障するわけではない。)、②ケア労働同等評価モデル(無償労働・ケア労働の価値の向上を目指した支援政策により、ジェンダー平等に接近しようというモデルだが、女性の労働市場への参加を抑制する可能性がある。)、③両性ケア提供者モデル(男性も女性も労働市場への参加とともに無償労働も担うというモデル)に加えて、①の両性稼得者モデルにケア労働同等評価モデルの考え方を加え、無償労働の価値を高め

表2 コルピによる「ジェンダー政策モデル」

		就労と家族内無償労働への家族支援型	
家族支援サービスの提供方法	公共化	◎「共稼ぎ家族支援型」	●「一般家族支援型」
	市場化	○「市場中心家族政策型」	

*ジェンダー平等度：◎高、○中、●低

*訓覇法子『アプローチとしての福祉社会システム論』(p.86)に基づいて海野作成。

ながら労働中心社会の変革を射程に入れたジェンダー平等を構想する。そして、この点から、スウェーデン型の積極的労働政策と公的サービスによる無償労働代替により両性稼得者モデルを目指す考え方が最もジェンダー平等に叶っているとす

る。他方、上述のように、そのスウェーデンでも、労働中心の産業主義が再商品化を促進するのではないかという有償労働支援に対する批判から、ベーシックインカム論が提起され、場合によっては福祉レジーム転換につながる軌道修正も余儀なくされる状況にあるとして、有償労働支援のみでなく、それと無償労働支援（無償労働の代替・評価）を相互にバランスよく結びつけていく「複合的な政策リンケージ」がジェンダー平等政策に必要であるとして¹¹⁾、表3（作表は海野）のような労働支援におけるジェンダー平等の指標を挙げている（文献13）。

ここで注目される点は、①有償労働支援については、ア。「就労可能性支援型」（積極的労働市場政策への高い公的支出で再訓練や生涯教育により雇用可能性を高める支援型で、アクティベーションとも言う。）と、イ。「機会平等化型」（職業訓練などへの公的支出は限定し、形式的な機会平等で就労差別を是正する支援型）とに分け、公的支出の高さと雇用可能性を高める支援の度合いをジェンダー平等の指標とすることで、ワークフェア評価の新たな基準を提示していること、②無償労働支援については、ア。無償労働代替とイ。無償労働評価に分け、前者をさらに代替の方法を公的と私的に分けて、エスピナーアンデルセンやコルピと同様に、公的代替がジェンダー平等に優位としていること、③無償労働評価については、ア。ジェンダー是正的・イ。中立的・ウ。拘束的の3つに分けてジェンダー平等度を検討しているこ

と、④ベーシックインカムについては、それが労働市場からの離脱を可能にするとはいえ、それによって離脱する者の多くは女性なので、有償労働支援の他の政策と組み合わせなければジェンダー拘束的となること等である。

特に、無償労働の評価では、女性が無償労働を担うことへの報償であるジェンダー拘束的評価の例として、1979年ドイツの母性休業手当（乳児のケアをする母親だけへの4ヶ月間の所得保障）や離婚時の年金分割（この評価については、後述する。）を、ジェンダー是正的評価の例として、30日間は父親に給付を限定したスウェーデンの両親保険制度を挙げ、中立的評価よりも踏み込んだ評価を可能としていること、家族主義が強固な場合には形式的にはジェンダー中立的でも実質的にはジェンダー拘束的となりやすいとして中立的評価にも注意を促していることである。

このように、無償労働の評価を除く有償労働支援や無償労働の代替では、市場重視よりも公的支援の大きさの方がジェンダー平等度が高いとする一方で、上記のように、公的政策でもそれがジェンダー拘束的か中立的か否的かによってジェンダー平等度が異なってくるとしているので、この点は、「一般家族支援型」よりも「市場中心家族政策型」の方がジェンダー平等度が高いという、コルピの見解とも共通する。

すなわち、宮本の考え方や指標は、積極的労働政策による有償労働支援と公的サービスによる無償労働代替で両性稼得者モデルを目指す場合でも、無償労働の評価の在り方によってはジェンダー平等度が異なるとして、公的支援の重要性とともに無償労働の評価の重要性も指摘していること、ワークフェアの動向も視野に入れて両性稼得者モデルの抱える問題点を明確化することであり、このモデルをより客観的に捉えていることで

表3 ジェンダー平等視点からの福祉国家の労働支援の類型

有償労働支援	就労可能性支援（スウェーデン型）＞機会平等化（アメリカ型）
無償労働の代替	公共セクターによる代替＞民間セクターによる代替
無償労働の評価	ジェンダー是正的＞ジェンダー中立的＞ジェンダー拘束的

* >は左側ほど高いジェンダー平等度を示す（海野の付加）。

* 出所：宮本太郎「福祉国家の労働支援とジェンダー平等」女性労働問題研究会『ジェンダー平等戦略のいま』青木書店、2005。

あり、したがって、コルピの考え方をより発展させより詳細にジェンダー平等を指標化していると思えられる。

3) ジェンダー平等の指標としての「応能原理プラス個人単位」論：二宮厚美の見解

二宮は、ジェンダー平等が目指す個人単位の原則は「応能原理プラス個人単位」であるとして、以下のように説明するとともに、個人単位化を応能原理で進めようとする新自由主義的年金改革案を経済学的に検討し批判している。

現下の日本の社会保障構造改革とは、グローバルな競争環境のもとでの企業負担回避という、多国籍企業型の大企業体制が求める「国内高コスト構造の是正策」の1つであり、そのための財界の基本戦略が「所得再分配構造の見直し・転換」で、これには、①高所得者から低所得者へのタテ型の垂直的再分配から「国民総痛み分け」のヨコ型の水平的所得再分配への転換、負担原則で言えば応能負担原則から応益負担原則への転換と、②「土建国家型所得再分配」（大都市圏から農村圏への地域間所得再分配と、多国籍企業型の日の昇る産業から中小企業・地場産業・農漁業等の斜陽化産業への産業間所得再分配）から、日本の多国籍企業が世界各地で作った商品を全世界に売りまくる、「Made by Japan 型多国籍的蓄積」にふさわしい公共投資への所得再分配の転換（これには地方の自立を迫る地域間所得再分配と、都市型ハイテク中心のIT国家に向けた産業間所得再分配）の2つがある。（文献8 a, pp.9-12）。

社会保障構造改革・年金改革に直接関連する、①の税制と社会保障制度の水平的所得再分配＝応益負担原則への転換に最も適合的な税制・社会保障制度は、消費税、「脱商品化」度も「脱階層化」度も低いエスピン＝アンデルセンの言う「自由主義モデル」（その特徴は、市場原理導入と公的給付の範囲と水準の限定化）、個人単位化で、ここから導き出される新自由主義的年金改革のキーワードは応能原理、個人単位制、市場原理であり、その具体的年金改革方策は a. 国民年金への消費税導入、b. 拠出の見返りとしての給付という社会保険版応益原理の徹底と企業負担のゼロ化による社会保険の個人保険化、さらには c. 市場原理の徹底による所得比例部分の民営化＝私的

年金化である。

年金改革において個人単位化が求められるのは、財源の消費税法（消費税は個々人の消費に応じた個人単位の税である。）へ照応させる必要と、bにより2階建ての現行方式維持の場合には、報酬比例部分における第3号被保険者の保険料拠出化とその使用者負担分の回避か、1階建て基礎年金のみとした場合には、第2・3号被保険者の事業主負担分の回避かという、所得再分配の水平化・応益負担化と結びついた理由からであり、ここに、個人単位と応益原理を結びつけるジェンダー論者が財界版新自由主義的年金改革と同じ方向に向かってしまう理由もあるとしている（文献8 b, pp.12）。

また、この「応能原理プラス個人単位」化は、上記のように年金の個人主義化を徹底して、企業の拠出義務の廃止に結びつくが、この例として、上記の大沢真理等（他に、金子勝・神野直彦、文献14a. 参照）が主張している、「国民一人ひとり」を加入者とする一元的所得比例年金構想」を挙げ、次のようにこの年金構想の問題点を指摘している。

すなわち、この年金構想では、年金を、企業の拠出義務がある間接賃金としてではなく、「賃金代替」の「勤労国民の生産点における連帯・協力の産物」として捉えた上で、国民一人ひとりが加入して保険料も負担する個人単位・応益負担の一元的所得比例年金を推奨しているが、これだと、企業の拠出義務の根拠が無くなるという問題点である¹²⁾。

したがって二宮は、社会保障の理念である「応能負担・必要充足原則」とジェンダー平等要求からの個人単位制とをふまえて、応能負担原則に立ち、所得・法人税等の応益原則でない税を財源とするナショナル・ミニマム年金と、所得比例型年金の2階建てという「福祉国家的2階建て」制度（これは、上記の「普遍主義型」社会保険に該当しよう。）を主張している。

この場合、2階建て部分を、負担に応じた給付という応益原則に基づく、社会保険方式の所得比例型年金とするのは（二宮はこれを明確には説明していないが、行論から言えば）、上記のように、社会保険方式の年金とは企業に拠出義務があ

る間接賃金であり、この社会保険方式の年金を1階部分の年金に上乘せないと、企業の拠出義務の根拠がなくなり、ミーンズテスト付きの「資力調査型」か、企業拠出のない日本の第1号被保険者の国民年金のような低水準の1階建て年金だけになってしまうからだ、とも言える。

以上、社会保険方式の年金を間接賃金と促える見解に依拠しての2階部分の所得比例年金、及び「応能原理プラス個人単位」の必要性という二宮の見解によって、年金の「普遍主義型」年金体系がジェンダー平等の視点からも妥当であることの理論的経済的根拠が明確になったと言える。

4) ジェンダー平等の視座からのラロックレポート評価：浅倉むつ子の見解

浅倉は、「ジェンダー視座を投入しつつ既存の社会保障の枠組みを批判した嚆矢」がラロックレポートだとして、次のようにその内容をまとめている。

ベヴァリッジプランは、日本をはじめ、世界各国の社会保障制度体系に多大な影響を及ぼしてきたが、成人女性を被扶養者と位置付けた夫婦単位の均一給付を社会保険のモデルとしているために、①貧困を撲滅できず、②单身や共働き男性への給付は片働き男性のそれよりも低い単一額である等、同じニーズを持つものへの給付に格差を生み、③職業継続女性には適用免除や減額給付の選択肢を設けることにより仕事より家庭を選択するような設定にしてある等から、男性が男性のために作った社会保障制度になっていて、女性が社会で負担させられている責任への認識が不足し、離婚・再婚・同棲関係・一人親世帯等の「新しい生活スタイル」を持つ人々にペナルティを課しており、④健康保障や予防給付も不十分である。それゆえ、あるべき社会保障は、①性差別（年金支給開始年齢、扶養給付・遺族年金、育児休暇・育児手当等の男女差）の撤廃、②個人としての受給権の保障、③同居期間中の受給権の夫婦間での配分、④育児・介護等の無償労働期間を社会保険拠出期間と認めること、⑤あらゆる夫婦関係のタイプを認めることにあるとした（文献6、pp.223-24）。

このラロックレポートの見解も踏まえて、浅倉は、日本の社会保障制度全般をジェンダー視座を

入れて批判的に分析するための4つの視角（非合理的な性差別を解消する「性差別的視角」、育児等の無償労働にも配慮した「実質的な受給権保障視角」、ライフスタイルの選択に中立的な「性別役割を撤廃する視角」、女性の性的自己決定等の「女性独自の権利視角」）を提起し（文献6、pp.227-28）、これに基づいて日本の社会保障政策を見てみると、1990年代に男女雇用機会均等法改正、アンペイド・ワークの社会的評価、男女共同参画社会基本法施行等「一筋のジェンダーへの配慮」が見られるものの、規制緩和・リストラと非正規化・労働市場の二重構造化等の労働分野での「保守主義的政策方針も混在し」、「社会政策の選別主義も強化されているため」、「ジェンダー視座に親和的な福祉国家政策がまったくみえてこない」とし、①被扶養者の基礎年金部分の税による財源化・保険料の社会保障税への転換、②社会保障税徴収方法の二分二乗方式、③全国民加入の一元的年金制度、④離死別に関わりない社会保険給付の夫婦間分割、⑤遺族年金廃止、⑥所得制限無しの児童手当、⑦児童扶養手当・児童への遺族年金廃止という社会保障制度改革案を挙げる（文献6、pp.236）。

このジェンダー平等の4つの視角には異論がないが、問題は年金制度体系に関する見解である。すなわち、氏の年金体系は、男女共同参画影響調査専門調査会案と同様の、夫婦単位の所得分割による拠出に基づく、所得比例の1階建て年金で、詳しくは後述するが、税による所得再分配が含まれる基礎年金が無いので、①拠出に応じた給付という応益原理で、氏が批判する「保守主義的政策」とも共通することと、②夫婦間所得分割は個人単位ではないことである。こうした問題点が生じるのは、ラロックレポートが指摘している貧困の未解決という点に関して、ラロックレポートの見解を十分に検討していないことにも一因があるのではないかと考える（ラロックレポートの見解については、上記工藤の見解を参照のこと）。

以上1・2の検討から、ジェンダー平等の観点やベーシックインカム論の観点からも、「脱商品化」、「脱階層化」「脱家族化」の2階建て「普遍主義型」年金体系が最も適切であること、これを

「応能負担プラス個人単位」の原則や、「共稼ぎ家族支援型」（あるいはフレイザーの言う「両性稼得者モデル」）「就労可能性支援型の有償労働支援（＝アクティベーション）」、「公共サービスによる無償労働代替」、「ジェンダー是正的無償労働評価」といったジェンダー平等の指標に依拠しつつ、有償労働中心社会の変革を目指して実現させていくことが求められていると言える。

これを踏まえて、現在最有力のジェンダー平等の年金体系と位置付けられている、個人単位の一元的所得比例年金論について、次に検討したい。

Ⅲ 個人単位の一元的所得比例年金論の検討

大沢・神野等は、その個人単位の一元的所得比例年金という年金構想を改正後のスウェーデン方式と同様のものとみなしているが、訓覇は、改正後のスウェーデンの年金制度は改革前の「普遍主義型」と基本的な構想は変わらず保障年金が基礎年金に相当すると見ているし¹³⁾、同様に厚生労働省も、「スウェーデンでは、年金額の高低のみで保障年金の支給が決まる。本人や配偶者の所得や資産による給付の制限は設けられていない。」ので、「高額年金者の夫を持つ専業主婦や、相当の資産を保有する低年金者にも保障年金を給付」するとして、明確にはないが、訓覇と同様に保障年金が世帯の所得に関わらず個人単位で最低生活保障年金を給付する基礎年金と大差ないものであると理解している（文献17、pp.59-61）。

そこで次に、改正後のスウェーデンの年金と改革前の「普遍主義型」年金との異同について検討したい。

1. スウェーデンの改正年金制度

1) 1階建て所得比例年金（図1）

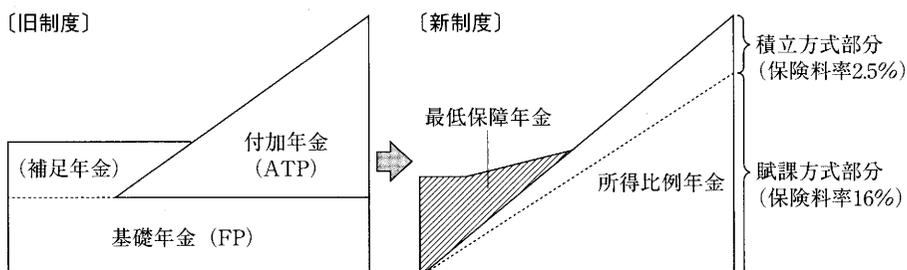
改革後の所得比例年金は、①保険料の16.0%の賦課方式部分と保険料の2.5%の積立方式部分とに分かれており、②確定給付型から確定拠出型（負担面では保険料を固定し、物価と実質所得の変動率を考慮に入れた「経済調整スライド」や平均余命を考慮した年金水準等の自動財政均衡メカニズムにより、給付面で財政調整を行う。日本の2004年金改正の「保険料固定方式」や「マクロ経済スライド」はこの方式を取り入れたものである。）に変更された（文献18、pp.284）。①②とも改革前年金よりは「商品化」や「階層化」を促進すると言えるので、これらの改革は形式的にはジェンダー中立的で、また4)に見るように稼得収入だけが給付対象所得ではないとしても、賃金の男女差が解消されていない中では、実質的にはジェンダー促進的となる可能性がある。

2) 保険料負担と社会的扶養の度合い

改正前（1997）と改正後（2002）の保険料率は表4の通りで、使用者の負担が9.65%減り被用者の負担が6.0%増え、使用者負担面から見た社会的扶養の度合いは低下している（但し、賦課対象となる賃金額の上限額は従来通りで、被用者には物価基礎額の7.5倍の上限額に対し、使用者には上限額の設定は無いので、使用者負担分の上限額が無い日本よりも使用者の負担が大きく、この分だけ垂直的所得再分配の度は高まる。文献18、pp.314）。

したがって、使用者の負担に見る社会的扶養度は改革前よりは低下したが、上記のように給付対象所得として主に国庫負担の稼得以外の収入が含まれるようになった分、国による社会的扶養度は

図1 スウェーデンにおける公的年金制度体系の再編



井上誠一『高福祉・高負担国家 スウェーデンの分析』中央法規出版、2003、p.280。

表4 保険料の変化 (2005海野作成)

	1997年	2002年
使用者負担分	19.86%	→10.21%
被用者負担分	1.0%	→ 7.0%
自営業者負担分	14.0%	→17.21%

*出所：井上誠一『高福祉・高負担 スウェーデンの分析』中央法規出版、2003、pp.283。

増大したと言える。

3) 保険料控除の税額控除化

低所得者が恩恵を受けない年金保険料控除を廃止し、保障年金・所得比例年金とも、年金保険料控除よりも垂直的公平性が高い、税額控除としたので(文献18、pp.303)、税制における平等化・「脱階層化」は改革前より高まったと言える。

4) 個人単位の保険料拠出に基づく所得比例1本の年金体系

改革後の年金は、「普通主義型」年金における全住民に定額給付を個人単位で保障する国民基礎年金とこれに上乘せされる所得比例年金のうち、国民基礎年金を廃止して所得比例年金のみ特化した、所得比例年金1本の年金体系で、それゆえ、加入対象者は、一定額以上の年間収入を持つ者であり、この者が個人単位で保険料を拠出する。したがって、一定所得以下の者は加入できなくなるが、これを避けるために、年金対象所得は、稼得収入の他に、年金ポイントに加算される、「疾病手当、社会復帰手当、失業給付などの社会保障給付」団体健康保険などの「団体型保険契約」給付、育児期間・兵役などの社会奉仕期間・早期引退/高度障害年金受給中の年金権に対する「みなし所得」(文献19、pp.476-477)等の非稼得収入)も含めており、これらの社会保障給付や「みなし所得」の保険料は国や関連社会保障制度が負担するので、所得再分配機能がある。2000年の年金ポイントの内訳は、雇用所得が83%、社会保険基金が11%、「みなし所得」が6%である(文献20、p.46)。

育児期間への年金権は、片方の親だけに子供が生まれた最初の4年間の育児期間に対して与えられるが、育児要件の他に、稼得雇用条件(所得基準基礎額の2倍以上の年金化対象所得が5年以上

あること)も必要なので(文献19、pp.476)、宮本のいう「ジェンダー是正的」無償労働評価と言える。なお、育児期間に対する年金化対象額は、3つの額(①子が生まれる前年の年金化対象所得、②65歳未満の全被保険者の平均年金化対象所得の75%、③所得基準基礎額と同額)までの補給から毎年選択できる。兵役などの社会奉仕期間への年金権は、連続して120日以上社会奉仕期間に対して与えられ、その間の年金化対象額は65歳未満の全被保険者平均年金化対象所得を365で除した額の50%である(文献19、pp.477)。

こうしてもなお無年金・低年金となる場合は、最低保障年金で対応することになるが、これについては8)で検討する。

したがって、所得比例年金自体は、「生涯所得に基づくみなし拠出建て」で、「各年齢集団が所得年金から受け取る給付総額は、自集団の拠出とその利子に等しい額」であり、「個々人は、自分が属する年齢集団の拠出全体に占める自らの拠出割合に応じて、給付を受け取る」ので、「保険的性格を顕著に高めた」(文献20、pp.43)年金制度ではあるが、以上のように稼得以外の再分配所得が年金対象収入に組み入れられているために、「応益原理+個人単位」の性格は緩和されていると言える。

2つの年金部分のうち、積立方式の年金部分は、被保険者の意志で民間や国の運用ファンドに委託して保険料を運用し、その結果に保障がない民間保険と変わらない拠出建て年金なので(文献18、pp.289)、全くの「応益原理+個人単位」であり、この年金部分には次の6)で見えるように夫婦間年金分割がある。

保険料の9割弱を占める修正賦課方式の年金部分は、社会保険方式の所得比例年金で、ここには夫婦間年金分割はない。

なお、文献20では、「年金権は配偶者も共有」としているが(文献20、p.37)、これは、次に検討する神野等の夫婦間所得分割による年金権と言う意味ではなく、積立方式の年金部分の夫婦間年金分割のことであると解される¹⁴⁾。

ここで、改革前の最低保障年金額(国民基礎年金額+補足年金額)および付加年金の最高額と、改革後の保障年金額および所得比例年金の上限額

表5 スウェーデンの改革前と改革後の年金額格差（物価基礎額の単位で比較）（2005海野作成）

＜改革前＞	
1. 最低年金額（基礎年金0.96+補足年金0.555）	1.515
2. 付加年金最高額（基礎年金0.96+上限額7.5）	8.46
3. 1と2の格差（=2-1）	6.845
＜改革後＞	
1. 最低年金額（保障年金最低額）	2.13
2. 所得比例年金最高額（上限額7.5）	7.5
3. 1と2の格差（=2-1）	5.37

注) 数値は単身者年金額の物価基礎額の単位。

資料) 井上誠一『高福祉・高負担国家 スウェーデンの分析』pp.274
・281・282

とを対比させてみると（表5参照）、上限額を不変として保障年金額を引き上げた分、最低保障額と上限額との格差は僅かだが縮小しているが、3)で見たような税制改正で「公的年金受給者特別控除を廃止することとされたため、税引き後の実質的な年金水準で比較すると両者の水準はほぼ等しいものとなる。」ので（文献18、pp.282）、「階層化」の点では以前と変わらないということになる。

したがって、国民基礎年金を廃して所得比例年金1本の年金体系に転換し、しかも給付の保障もない積立方式年金もそこに盛り込むなど、「商品化」「階層化」を強める制度にはなったが、他方、稼得以外の収入を年金対象所得に入れたり、年金水準や年金格差を改革前と同水準に維持したり、企業負担をできるだけ維持したり、低所得者に配慮した税制改革をしたり等、改革のマイナス部分を緩和する措置も取っていることは評価される。

6) 積立方式年金における夫婦間年金分割

この年金分割では、夫婦間年金分割が「脱家族化」に逆行する夫婦単位の施策なので、個人単位の拠出・給付を原則とする以上、対象を限定し選択性を強め、ジェンダー拘束的とならないように慎重に配慮した内容になっている。

すなわち、①年金分割対象は（保険料からみたその比率は2割弱と少ない。）積立方式年金部分のみ、②婚姻中の夫婦のみ（離・死別の際はその前年度までの分割）で、③分割方法も夫婦の選択権の余地が大きく（夫婦の自由意志による分割

で、分割の権利は、申請により翌年から中止可能）（文献19、pp.482）、④被保険者が事前に決定した場合は遺族年金の形での支給も選択可能（文献18、pp.289）である。

夫婦間年金分割をしなくても、最低保障年金で低・無年金者を保障する仕組みなので、宮本が「ジェンダー拘束的」無償労働評価であるとするドイツ等の夫婦間年金分割のように、最低生活保障年金無しに年金分割で年金権・年金額を保障するものではなく、積立方式年金の給付の保障がないリスクを夫婦間で調整・カバーする意味合いが強いと考えられ、このように個人単位原則に反する年金分割を行った理由は、給付リスクの高い積立方式年金が導入されたためではないかと推測される。

なお、個人単位原則の年金制度の下での年金分割なので、夫婦単位の所得分割による年金分割よりはジェンダー不平等度は低いと言えよう。

7) 遺族年金及び障害年金の老齢年金からの切り離し

長期給付の遺族年金は一時的給付の「調整年金」に、障害年金は疾病保険に組み入れられて老齢年金から切り離されたので、所得比例年金による年金額の低下という問題は回避されると考えられる。

ここで、「調整年金」とは、①基礎年金と②付加年金との2階建てで、①は、a. 有期の生活転換年金（死亡配偶者と5年以上の同居期間があった65歳未満の配偶者に6ヶ月間死亡配偶者の年金の9割を支給する）、b. 6ヶ月後は、子がいる場

合のみ、子が12歳まで生活転換年金を支給、②は、自分の収入だけでは生活できないと認定された者のみ、65歳までその年金額の1/4・2/4・3/4の3段階の年金を支給するというものである(文献21、第9回議事録、度山年金課補佐の説明)。

障害年金の医療保険への組み入れは、就労インセンティブ強化による終身障害給付の全廃→受給総額抑制という面からも推進されており、雇用主の義務拡大(疾病から8週間以内の個別リハビリテーションプラン提出義務)、19~29歳のための特別な就労インセンティブを伴う一時的な活動給付、30歳以上の一時的な疾病給付などが導入されている(文献22、pp.113・114・155)。

8) 最低保障年金(図2)

所得比例年金の所得の加入要件に該当しない場合は、最低保障年金が受けられる。

特徴は、①受給要件が改革前の普遍的な国民基礎年金の加入要件と同じ3年以上の居住の要件のみであること、②所得調査のみで資産調査がなく配偶者の所得や資産にも無関係で給付される個人単位の給付であること、③他の年金受給者にも税額控除があるので、所得調査に伴うスティグマは少ないこと、④保障水準は、物価基礎額の1.26倍までの定額と、1.26~3.07倍までの所得比例年金額の不足分に応じた額となるが、定額分は改革

前の基礎年金プラス補足年金の水準にほぼ等しいこと、⑤名目所得スライド《(経済調整スライド)》である所得比例年金に対して、保障年金は物価スライドのみなので、前者が上昇するにつれて乖離すると予想されていること(文献18、p.282)である。

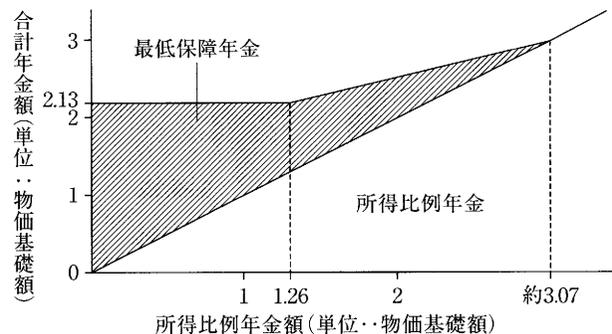
したがって、最低保障年金は、「普遍主義型」の国民基礎年金の基本的特徴や水準は維持しているが、所得調査付きなので、普遍・平等主義の「普遍主義型」年金よりも「脱商品化」「脱階層化」の点では劣るということができる。

9) 「弾力的な支給開始年齢」

61歳以降いつでも受給可・年金権積み増し可、受給後の受給中断可(文献18、pp.299~300)の「弾力的な支給開始年齢」により、ライフスタイルの選択に中立的な就労促進を指向している。この場合、上記のように稼得以外の収入も給付対象所得としているので、ジェンダー平等度や「脱商品化」度が高い「就労可能性支援型の有償労働支援(=アクティベーション)」とすることができる。

以上1)~9)から、スウェーデンの改革年金について改革前の「普遍主義型」年金との異同を以下に総括し、この節のまとめとしたい。

図2 最低保障年金(単身者の場合)



(注) 所得比例年金額が物価基礎額の1.26倍を超え約3.07倍未満である場合における上乘せされる最低保障年金の額については、次の算式により算定される。

$$\text{最低保障年金の額} = \text{物価基礎額} \times 0.87 - (\text{所得比例年金額} - \text{物価基礎額} \times 1.26) \times 0.48$$

資料：スウェーデン社会省

井上誠一『高福祉・高負担国家 スウェーデンの分析』中央法規出版、2003、pp.281。

ア. 改革前と同じか、より評価される点

改革前とほぼ同じであると考えられる点は、①最低保障年金の最低生活保障水準や最低額と最高額の格差は改革前とほぼ同じであること、②稼得以外の収入も給付対象所得とすることにより、自身の年金権で所得比例年金に加入できる者をより多く増やす工夫をしていること（これはジェンダー中立的無償労働評価と言える）、③保険料負担については被用者負担は増加したが、使用者の上限額設定無しは維持され、社会的扶養としての企業負担の大きな後退は避けられたことである。

改革前より評価される点は、①「弾力的な支給開始年齢」と稼得以外の収入も給付対象所得としていることによる「就労可能性支援型の有償労働支援（＝アクティベーション）」が強められたこと、②低所得者が恩恵を受けない年金保険料控除を廃止し、保障年金・所得比例年金ともに、より平等性が高い税額控除としたこと（これによって、最低保障年金の所得調査におけるスティグマ解消にも貢献したと言える。）。

イ. 改革前より後退した点

①収入にかかわらずすべての住民が加入して個人単位で年金権も最低生活保障も平等に確保できる普遍的年金としての国民基礎年金が廃止され、代わりに、稼得収入との関連性が強い所得に応じた給付という「応益原理」の所得比例年金とこれを補完する最低保障年金が導入され、しかも、②所得比例年金の一部に年金額の保障がなく民間保険に近い「応益負担原理+個人単位」の積立方式年金が入り、このためか、③積立方式年金に夫婦間年金分割も導入されたので、「脱商品化」「脱階層化」「脱家族化」のジェンダー平等のどの指標においても改革前より後退したこと。また、環境に配慮したベーシック・インカム論の面からも、これに親和的な国民基礎年金を廃して稼得収入との関連性が強い「応益原理」の所得比例年金に特化した年金体系に転換したことは、ボランティア等の無償労働評価を年金対象所得にどの程度組み込めるかにもよるが、ジェンダー平等の観点から言えば望ましい方向とは言えないことである。

とはいえ、全体としての改革年金のジェンダー平等からの評価は、こうした①②③のマイナスの度合いがアのプラスの側面によってどの程度緩和

されるかにより異なってくると考えられる。

以上を踏まえて、神野・大沢等のスウェーデン方式年金論を次に検討したい。

2. 神野・大沢等のスウェーデン方式年金論

2004年度年金改革に大きな影響を与えた、男女共同参画会議・影響調査専門調査会会長・大沢真理の年金構想は、上記のように、二宮が新自由主義の社会保障構造改革と同じ「応益原理+個人単位」を指向するものとして批判している、神野等と同じ個人単位の一元的所得比例年金構想である。したがって、男女共同参画会議・影響調査専門調査会の年金体系・政策を検討するには、これに影響を与えている神野等のスウェーデン方式年金論を検討する必要があると考えるが、その「賃金の代替」論としての年金論の理論的検討はすでに終えたので、以下ではスウェーデンの改革年金の特徴と照らし合わせた場合の両者の異同に焦点を当ててその年金体系論を検討することとしたい。

1) 年金の「賃金の代替」論から生じる水平的所得分配論と所得分割論

神野等は、「社会保障基金による賃金代替の現物給付と、地方政府による無償労働代替の現物給付を、ジェンダー格差を解消しつつ保障することが『安心』を構築するうえで要諦となっている。」とし、そのためには、ア. 社会的セーフティ・ネットの現金給付から現物給付へのシフトと、「現金給付を市場原理に委ねるような改革を拒否する必要がある」ものの、「イ. 現金給付を「富者から貧者への所得再分割という性格を弱め、相互に協力してリスクをシェアするという方向に改革していく」として、年金等の現金給付の垂直的再分配から水平的所得再分配へのシフトを提起し、そのためには、「労働組合や友愛組合の共済活動という自発的協力を基盤」とすると促える、社会保険の「賃金代替」としての性格を強化する必要があるとする（文献15a、pp. 55）。

イを年金改革に当てはめたのが事業主も被用者も被扶養配偶者も自営業者も「全国民が同じ条件で加入する一元的な」「応能原則と社会連帯のベストミックス」の制度である。但し、ここで言う応能原則とは、垂直的再分配を基にした支払い能

力に応じた負担という従来の垂直的再分配に基づく応能原則ではなく、「年金給付総額が当該人の拠出総額に平均的に等価である」（「平均的」とは平均寿命より長生きすれば受け取り超過、早死にすれば受け取り不足という意味）ということからして（文献15a、pp.58）、垂直的再分配機能がなく、拠出に応じた給付という応益原理＝保険原理であり、これと個人単位を結びつけると、「応益原理プラス個人単位」の制度ということになる。これは、「各年齢集団が所得年金から受け取る給付総額は、自集団の拠出とその利子に等しい額」で、「個々人は、自分が属する年齢集団の拠出全体に占める自らの拠出割合に応じて、給付を受け取る」「保険的性格を顕著に高めた」上記スウェーデンの「生涯所得に基づくみなし拠出建て」年金と基本は同じであるが、いくつか重要な点が異なる。

すなわち、①神野等の年金構想にあってスウェーデン年金にはない、水平的所得再分配としての夫婦間所得分割による年金権の分割とそれによる拠出、②神野等の構想にはない、スウェーデンの稼得以外の収入を年金対象所得に組み入れて低収入の若者や女性の所得比例年金権の確保や低年金による不利益をカバーすることによるジェンダー中立的無償労働評価や垂直的再分配の1つである保険料拠出上限額無し企業の負担である。そこで次に、①について検討したい。

2) 夫婦間所得分割による保険料拠出の個人単位化

神野等は、2分2乗方式の夫婦間所得分割によって年金権を付与すれば、第3号被保険者も保険料を拠出するので、夫の経済力がある者がミニマム年金に依存することもなくなり、自分の年金権を得るので、遺族年金も不要となり、第3号被保険者問題が解消し、第2号被保険者の保険料掛け捨て問題（男女間賃金格差が大きいので、夫名義の遺族年金受給額の方が自分名義の老齢年金受給額よりも高くなり、後者の保険料が掛け捨てになるという問題）も解消するとしている（文献15a、pp.57-58）。

こうした見解については、神野等だけではなく、上記のようにジェンダー平等の視座からの社会保障制度改革を主張する朝倉むつ子も、2分2

乗方式の夫婦間所得分割および年金分割を提示しており、これを支持するジェンダー論者も少なくない。

しかし、神野等も「これは経過的な夫婦単位」と断っているように（文献15a、pp.58）、夫婦単位であって¹⁵⁾ジェンダー平等の個人単位ではないので、「脱家族化」にはならないことである。

すなわち、ライフスタイルの選択に中立であるためには所得分割の際には夫婦間の合意が必要であるが、神野等の構想では分割は強制で選択の余地がないので、婚姻の選択に非中立的であること（低所得の未婚者には影響が及ばないことと、高所得者の婚姻回避を生む可能性がある。）、夫婦の年金分割の合意ができたとしても、未婚者に恩恵が無いという点では個人単位化・ライフスタイルの選択の中立性にも反し、合意できない場合は、拠出最低限度額無しに「働いて稼いだら1円の収入からでも保険料を拠出」し、拠出に応じた年金給付（拠出総額の現在価値÷予想受給年数で、垂直的所得再分配はない。）としているので（文献15a、pp.57）、「応益原則プラス個人単位」となり、これが実施されれば、応能負担から応益負担への大転換となる。

また、上記のようにスウェーデン改革年金では、①一定所得以上の者の個人単位加入で、これに該当しない低・無年金者は、最低保障年金で対応するので、夫婦間所得分割による年金権の確保という制度はなく、②垂直的所得再分配を持つ社会保障給付や「見なし所得」等の稼得以外の収入を年金対象所得としているので、「応益原理」も弱く、③所得比例年金は老齢年金のみへの適用であるが、神野等の構想では、①②ではないので、「応益原理」がより強いし、③でもないので、特に所得分割で障害・遺族年金が低額化するという問題も生じる。

個人単位化をジェンダー平等推進の中心テーマに掲げる、神野等がなぜ「経過的な夫婦単位」である夫婦間所得分割で「応益原理プラス個人単位」の拠出・負担の年金にこだわるのかと言えば、「基礎年金制度が継続する限りは、負担や給付を調整しても、夫片稼ぎ世帯の給付の賃金比が厚くなるような、世帯類型間の賃金比の不均衡は残る」からとされるが（文献10b、pp.15）、個人

単位化を目指すなら、男女各単身世帯の賃金比が指標であるべきで、「世帯類型間の賃金比」にこだわることこそ世帯単位の見方ではなからうか。

3) 2分2乗方式の夫婦間所得分割による年金権の分割

神野等は、2分2乗方式の夫婦間所得分割と年金権の分割とは「厳密に言えば異なるが、実質はほぼ等しい」としているが（文献15a、pp.63）、保険料の拠出は個人単位で給付のみ年金分割を行う方法もあり（例えば、個人単位の基礎年金に上乘せされる所得比例年金において、夫婦間年金分割を行う場合が考えられる。）、この場合には、拠出は個人単位なので、夫婦間所得分割による年金権の分割よりはジェンダー平等度が高いので、区別が必要である。

上記のように、スウェーデン改革年金の積立部分の年金分割は、個人単位の拠出・給付の下での、受給額の保障がない積立方式年金のみの適用であり、年金分割をするかどうかの選択の余地も大きいので、重要度は小さいのが特徴である。

これに対して、神野等の構想では、①夫婦間の所得分割という夫婦単位の年金制度の下での年金分割なので、個人単位とは逆行し、②年金分割および分割比率も強制で選択の余地がないので、ライフスタイル選択の自由にも反し、③年金対象所得も稼得収入のみなので、応益原理が強く、④年金分割された障害・遺族年金の低年金化の問題も生じることである。

宮本がジェンダー拘束的無償労働評価の例としているドイツの夫婦間年金分割の場合、その原則的方法は、離婚判決を経てのみ成立する離別における年金期待権の1/2を分割するというものである（文献23、資料V-5-7）。

これがジェンダー拘束的無償労働評価とする理由は、宮本が明記していないので私見だが、所得・年金分割は夫婦単位の所得・年金を前提とした考え方で未婚者には影響が及ばないこと¹⁶⁾、高所得配偶者の所得分割ほど分割される年金額が高くなるというメリットが大きいことから高所得夫婦世帯ほど所得分割がより就労抑制的に作用する可能性があること、夫婦間で取り決める場合を除いては、原則的に離別のみを対象とし（なお、ドイツでは、2001年より、義務的措置ではない婚姻中

の夫婦の年金分割も可能になった。）、1/2の固定した分割比率であることである。

以上から、神野等の所得分割による年金分割プラス補足年金構想では、ジェンダー平等の「脱階層化」「脱商品化」「脱家族化」に向かわないということになる。

なお、所得比例年金への1本化と補足給付の組み合わせによる年金制度について、坂口厚生労働大臣は、長期的には議論すべき問題とした上で、次のように問題点を挙げている。

ア. 所得比例年金への1本化で、相対的に低所得者に手厚い定額給付が無くなり、国庫負担をはずした標準的被用者の年金は1～2割程度の給付削減となる、イ. 低賃金で就労期間が短期の女性の年金額が大きく低下、ウ. 自営業者は、所得把握が不十分なこともあり、課税所得のあるものは2割程度にすぎず、第1号被保険者の大多数が補足年金受給者となって公平性にも欠ける、エ. 補足年金にミーンズ・テストを課す場合の可能性（現在の年金受給者3千万人）（文献17、pp.59～61）。

ウ・エは補足年金の問題なので、5)で検討し、ア・イについてだけ述べると、神野等の構想では、イは夫婦間所得分割での対応になるが、大幅な国庫負担増か保険料負担増無しにはアの年金額の低下は避けられないし、次に見るように、この構想では企業負担無しの可能性もある¹⁷⁾、一層財政問題が深刻になると思われる。

4) 被用者の保険加入の個人単位化、および事業主の拠出を「支払賃金総額や総売上高などの外形を標準とする」（文献15a、pp.57）という見解。

神野等は、被用者は、「事業所単位の加入でなく個人単位とし、すべての所得と事業活動から拠出を求める制度に転換する」としている（文献15a、pp.61）。

しかし、ア.「事業所単位の加入でなく個人単位」という点は、事業主拠出を重視するスウェーデン方式とは異なるし、事業所単位の加入でないと、二宮の指摘のように、事業主の保険料拠出義務が導き出せなくなり、それを被保険者の保険料と低・無収入者へのミニマム年金とで賄うとすれば、保険料と税の負担の増大が避けられず、ミニ

マム年金水準の抑制が強められ、年金格差の拡大＝「階層化」が進む可能性が強い。また、イ・神野等の「すべての所得と事業活動」からの拠出というのは、スウェーデン改革年金の社会保障給付や「見なし所得」を意味しているのではなく、非正規雇用化による事業主の負担回避や一定所得以下の非正規雇用者の保険料未拠出等の回避策として、全ての事業者と勤労者から、上記のように、拠出最低限度額（日本の場合はほぼ最低賃金額）無しに「働いて稼いだら1円の収入からでも保険料を拠出」して、それに応じて給付もするという応益負担を強めることを意味している。

ア・イから、間接賃金として年金を位置付ける社会保障方式の所得比例年金の下で事業主の保険料拠出を前提とすれば、被用者は事業所単位加入でなければならないという結論にならざるをえない。

「支払賃金総額や総売上高などの外形を標準と」して事業主の保険料の拠出を求めることについては、間接賃金として年金を位置付ける社会保障方式・所得比例年金の下で、企業が非正規雇用化によって年金・社会保障の負担を回避するのを防ぐ策として意味があると言えるが、そのためにも、被用者の事業所単位加入は維持する必要があるだろう。

5) ミニマム年金

神野等は、低年金者には、累進所得税・法人税を財源として各人の拠出総額に緩やかに比例させることで拠出インセンティブをもつ、物価スライド付きミニマム年金を給付するとしている。しかし、これはスウェーデン改革年金とは異なり対象所得が稼得収入のみの上、ミニマム年金にも拠出インセンティブを保つとしているので（文献15 a, pp. 57）、より「階層化」促進であること、受給要件が年金収入額だけなのかミーンズ・テスト付きなのかを明確にしていないが（夫婦間の所得分割による拠出が神野等の見解なので、ミニマム年金も夫婦単位での給付となる可能性が強く、個人単位のスウェーデンの最低保障年金とは異なり、より選別的な「階層化」されたものになる可能性が強い。）、ミーンズ・テスト付きならば、一層「階層化」を強める上、スウェーデンの保障年金のように、配偶者が高所得でも低年金ならば受

給できる個人単位でなければ、夫婦単位のミーンズ・テストとなり、どのみち、ジェンダー平等に逆行することにある。

以上1)～5)をまとめれば、神野等の年金構想は、所得比例・社会保障方式1本の年金体系という点では、スウェーデンの改正年金と同様の、受給に応じた拠出という応益原理である。しかし、スウェーデン改正年金では個人単位の拠出・給付を前提としているのに対し、神野等の年金体系論では、①夫婦単位の所得分割による個人単位の拠出と②それによる夫婦間年金分割での個人単位での給付で、③所得・年金分割に選択の余地がないので、実質的には、個人単位に逆行する、夫婦間所得分割という夫婦単位の拠出を前提としており、ライフスタイルの選択に非中立的で「家族化」が強く、また、積立方式年金は含まないので、スウェーデン改革年金よりは「商品化」度は弱い、稼得収入のみに依拠した給付という点ではより「階層化」が強く、ジェンダー平等に逆行するものと言える。

注

- 1) 公文昭夫は、「5年ごとの財政再計算は国の義務」で、その都度法改正の手続きを踏み、国会の審議を経ることになっていたが、これを公表だけでよいとなったのは「違憲として追求されねばならない」としている（文献1、pp. 48）。この「決め方」の問題は、年金改正において見過ごされた点であるが、男女共同参画会議や影響調査専門調査会の政策形成や政策評価システムの在り方とも関連する重要な検討課題であると考えられる。
- 2) 里見は、野党3党の基礎年金改革構想は、基礎年金の税方式への転換で一致しているので、この一致点で公費負担方式を多数派にしていかなければならないと見ている。消費税を財源とするか（民主党案）否か（社民党・共産党案）、1・2・3号被保険者を入れた一元化か（民主党・社民党案）否か（共産党案）で差異があるとしている（文献2 a）。里見自身は社民党案が最も近いとしているが、これは改正前のスウェーデン年金体系に最も近い年金体系と言える。
- 3) この案について厚生労働省は、一本の所得比例年金と補足的給付を組み合わせた体系とし、所得把握

の問題からくる負担の公平性の問題、稼得の態様の違い等により現時点では実現困難としつつ、所得把握の徹底をした上で今後導入を検討とするとしており（厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点の概要」2003年2月）、次回改正に向けた厚生労働省の最も有力な制度体系案となっている。

- 4) 民主党案について里見は、最低保障年金が「一種の所得制限付き」なので、「最低保障年金を基本として所得比例年金との二階建てになっていると言うより」「社会保険方式による一元的な所得比例年金制度」であるとしており（文献1a, pp.29~39）、本稿もこの見解に従っている。
- 5) ジェンダー平等の視点から新自由主義の構造改革を批判する伊藤周平は、「最低保障年金をすべての高齢者に平等に税金で保障し、それ以上の水準の年金については、民間保険や私的年金によって保障する形にすればよい。」として（文献a, pp.182）、最低保障年金のみの1階建て年金案を提起している。しかしこれは、経済同友会案に代表される、新自由主義の年金案と同じであり、こうした結果に陥るのは、2階部分の所得比例年金の意味・意義をよく理解していないことにあると考えられる。本稿が、訓覇・宮本・工藤・二宮・後藤等の見解を検討するのは、この点を明確にするためである。
- 6) 「男女共同参画影響調査専門調査会」とは、「男女共同参画基本法」(1999)18条、「国は、社会に於ける制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。」に従い、その任務の遂行機関として2001年1月に発足した「男女共同参画会議」に置かれた専門調査機関である。
- 7) こうしたジェンダーの視点に立った政策評価の意義を渋谷敦司が指摘しているが（文献12）、日本で最初に実施された、今回の「男女共同参画影響調査専門調査会」による年金改革に関わる事前の検討結果と改革後の事後評価の検討はまだほとんどなされていない。
- 8) ジェンダーの視点からの社会保障構造改革への疑問やこれに基づく年金改革への批判的見解は、浅倉むつ子（文献6）・伊藤周平（文献5b）・杉本貴代栄（文献11）・公文昭夫（文献10b）・二宮厚美（文献8）等参照。
- 9) 文献7, pp.68-69。なお、宮本太郎も、すべての階層を福祉国家の受益者とするスウェーデンの普遍主義が福祉国家の強力な支持基盤を造り出したと

し、それは、1947年の基礎年金プラス1959年の付加年金によって完成を見たとしている（文献13a, pp.29）。

- 10) P・ラロック Laroque を委員長とする ILO 専門委員会がイギリスのエーベル・スミス B・Abel-smith 委員の基調報告をもとに作成し、1984年に発表された報告書（文献13, pp.106）。
- 11) 「適正かつ持続可能な年金制度に関する欧州委員会・欧州理事会合同報告書」（2003年3月）でも、有償労働支援と無償労働支援の「複合的な政策パッケージ」という宮本の見解と同様に、ジェンダー平等への将来の進歩は「男女間の有償労働と無償労働のより好ましい分担」、「男女双方への育児責任に対するより好ましい報酬」、「職業中断に対する代償としてのより好ましい職業上の配慮・サービス」という社会保障・雇用及び家族責任の問題という、3つの政策分野を結合する努力が必要であるとしている（文献16）。
- 12) 社会保険が民間保険と区別される所以は、企業の保険料拠出および国庫負担による社会的扶養の原理があることであり、基本的には、被保険者が被用者のみの労働保険としての年金保険の段階（独占資本段階）では企業の保険料拠出のみが、被保険者が自営業者・無職者等の非被用者にまで拡大すると同時に、その年金水準も一定の国民的最低限を保障する水準となる国民年金保険の段階（国家独占段階）では、保険料拠出が企業プラス国家にまで拡大するという社会的扶養の変化があるにしても、企業が保険料を拠出するのは年金が社会化された賃金だからである。すなわち、独占段階での産業構造の変化による賃金の低下と失業の長期化等により、最高賃金層の熟練労働者の共済組合活動の財政破綻に見られるように、労働者の相互相互が限界を来したという経済状況と、社会主義運動の興隆を背景とした産業別労働組合運動の発展という社会状況とが賃金の社会化としての社会保険（年金）を生み出した歴史的背景である（文献14）。したがって、二宮が指摘するように、労働者・勤労者の相互扶助による「賃金代替」という年金（社会保険）の理解は、社会保障発展の歴史的経緯からしても問題であるが、理論的にも企業に拠出義務を課さない社会保険はありえないし、賃金の大幅引き上げ無しに企業の保険料拠出無しの社会保険が成り立つというのは非現実的である。
- 13) 訓覇は、「スウェーデンでは、1998年の改正により1つに統合されたが、基本的な構想は変わらず保障

年金が基礎年金に相当する」として従来の「普遍主義型」社会保険体系が維持されていると見ている（文献7、pp.75）。

- 14) 厚生労働省の第9回「女性のライフスタイルの変化に対応した年金のあり方に関する検討会」議事録で、年金課補佐のスウェーデン改正年金に関する説明では、夫婦間の所得分割による年金権については全く言及がなく、第8回の議事録で、各国の年金制度の説明をした日興リサーチセンター副理事長・中田正委員も「2分2乗法を、年金制度に適用した例がない」としているので（文献21）、スウェーデンの場合もこの例に漏れないと言えよう。
- 15) 現在、ミーンズ・テストを完全に個人単位化しているのはスウェーデンのみで、その他の国では、「夫婦＋義務教育までの子」という夫婦単位を個人単位化と称している（但し、離・死別では夫婦単位が個人単位化する）。日本の場合、夫婦単位すら実現できていないので、個人単位化が実現してもせいぜい夫婦単位化までであろう。
- 16) 白波瀬佐和子は、日本で全世帯を通じて低所得世帯の割合が高いのは、未婚・離死別・一人親の単身世帯で、特に高齢単身女性の低所得者の割合は、それが低下した80年代半ば以降でも（1901年）約5割と高齢男性の倍近くで、その経済厚生レベルの低さが顕著であるとし、①世代間の所得再分配を見直して税などでの高齢者内での再分配と、②一本化された低所得対策を提言している（『単身・一人親世帯で格差拡大』『日本経済新聞』2005.9.15）。ただし、白波瀬は、未婚を含む単身世帯の貧困解消には、年金の枠組みだけでは無理があるとして、普遍的な社会福祉制度（高齢単身者への単身手当を挙げているので、社会手当のことか—海野注—）を挙げているが、訓覇の指摘のように、貧者と富者との対立を招く一部の人への給付よりも、「普遍主義型」年金の方が「脱階層化」には得策であると考えている。
- 17) 実際、大沢は、経済同友会と同様に消費税による税方式1本の年金体系によって事業主負担分の削減を主張する。橋木俊昭との対談で、「事業主負担を軽減すれば、最終的に賃金という形になって労働者に還元されることも見込めるのではないかとし、「考え方として、事業主負担無し社会保険制度は十分あり得る」と述べている。これに対して、橋木も意見一致とし、事業主負担分をなくすことは労働者にとっても、企業にとってもメリットがあるので、今後は事業主負担分の削減を主張していきたいとし、事業主負担分をなくすことは労働者・企業ともにメ

リットがあるという点で両者の見解の一致をみている（文献10c、pp.8）。しかし、事業主負担分を無くす消費税が消費を抑制して景気を低下させ賃金抑制に結果したことは過去の消費税導入時に経験したことである。また、グローバル競争下では、事業主負担分の削減が低賃金労働力を求めた一層の海外化や非正規雇用化等の、労務費抑制を基礎にした資本蓄積の拡大に向かうことがこれまでの経緯からも予想されることであり、それによって恩恵を受けるのはそうした資本蓄積に適合的な一部エリート労働者に限られようし、上述のように、そのような結果を生む「商品化」「階層化」の抑制こそジェンダー平等に求められることである。また、上記のように、大沢が推すスウェーデン方式の社会保険の特徴の1つは事業主負担が大きいことにある。大沢等は消費税を否定しているが、このように事業主負担分の削減を容認すれば、低所得者（女性に多い）に負担がより重い消費税容認に容易に結びつくことになるだろう。

<引用・参考文献>

- 1) 公文昭夫 a. 『ポイント解説と最新資料集 許すな!!年金大改悪』、あけび書房、2004。 b. 「いま、女性の年金権を考える①②③④⑤」『労働運動』2002.5～9。 c. 公文昭夫・庄司博一『年金をどうする』、新日本出版社、2000。
- 2) 里見賢治 a. 『普遍主義型』社会保障システムの設計と公的年金制度』『賃金と社会保障』、No.1375/76、2004.8、b. 「普遍的年金制度の確立・基礎年金を公費負担方式へ」『賃金と社会保障』No.1373、2004.7・8。
- 3) 連合『21世紀社会保障ビジョン』『賃金と社会保障』労働旬報社、No.1331、2002.10。
- 4) 中島晴代 a. 「誰もが安心してくらせる男女平等社会にむけ、社会保障・税・賃金の『個人単位化』をどう考えるか」総合福祉研究所『総合福祉研究』第23号、2003.9、b. 「税・社会保障・賃金等の『個人単位化』についてどう考えるか」『福祉のひろば』総合福祉研究所、2003.5。
- 5) 伊藤周平 a. 『「構造改革」と社会保障』萌文社、2002、b. 「社会保障改革とジェンダー」杉本貴代菜編『フェミニスト福祉政策原論』ミネルヴァ書房、2004。
- 6) 浅倉むつ子「社会保障とジェンダー」社会保障法学会『講座社会保障』
- 7) 訓覇法子『アプローチとしての福祉社会システム

- 論』法律文化社、2004。
- 8) 二宮厚美 a. 「小泉構造改革の現局面について」『賃金と社会保障』No.1361・62、2004、b. 「現代日本の年金改革の争点と焦点」『賃金と社会保障』No.1375・76、2004、c. 「方法論的市場主義による『市場の限界説』の限界」二宮・後藤・横山・浅井他7名『ポリティーク 特集 社会保障再編と福祉構造改革』旬報社、2001、d. 「ジェンダー視点の社会政策と資本主義の解剖」佛教大学総合研究所、『ジェンダーで社会政策をひらく』ミネルヴァ書房、1999。
- 9) 後藤道夫「市場批判とジェンダー」『女性労働研究』労働旬報社、2001、No.39。
- 10) 大沢真理 a. 「福祉国家とジェンダー」大沢真理編『福祉国家とジェンダー』明石書店、2004、b. 「『男性稼ぎ主』型からの脱却を」『季刊 男も女も』2003.7、c. 「対談 これまでの年金、これからの年金」『季刊 家計経済研究』2003、AUTUMN、No.60。
- 11) 杉本貴代栄「フェミニスト社会福祉学をめざして」杉本貴代栄編『フェミニスト福祉政策原論』ミネルヴァ書房、2004。
- 12) 渋谷敦司「男女共同参画政策のジェンダー分析—ジェンダー視点での行政評価の可能性をめぐる—」杉本貴代栄編『フェミニスト福祉政策原論』ミネルヴァ書房、2004、pp.208。
- 13) 宮本太郎 a 「比較福祉国家の理論と現実」、宮本太郎・岡沢憲美編『比較福祉国家論』法律文化社、b. 「福祉国家の労働支援とジェンダー」女性労働問題研究会編『ジェンダー平等戦略のいま』青木書店、2005、c. 「ワークウェア改革とその対策 新しい連携へ?」『海外社会保障研究』No.147、Summer、2004。
- 14) 工藤恒夫『資本制社会保障の一般理論』新日本出版社、2003。
- 15) 神野直彦 a. 「財政と年金制度」大沢真理編『福祉国家とジェンダー』明石書店、2004、b. 「三つの福祉政府と公的負担」神野直彦・金子勝編『「福祉政府」への提言』岩波書店、2000。
- 16) 柴山恵美子「適正かつ持続可能な年金制度に関する欧州委員会・欧州理事会合同報告書」(2003年3月)の視点 就労の形とニーズ変化への対応/年金における男女の平等への挑戦』『賃金と社会保障』No.1399、2005年、労働旬報社。
- 17) 「資料 平成16年(04年)年金制度改革 今政府で議論されていること・関係資料」『賃金と社会保障』No.1346、2003年5月下旬号。
- 18) 井上誠一『高福祉・高負担国家 スウェーデンの分析』中央法規出版、2003。
- 19) 厚生年金連合会編『海外の年金制度』東洋経済新報社、2002。
- 20) 新川敏光・G・ボノーリ編、新川敏光監訳『年金改革の比較政治学』ミネルヴァ書房、2004。
- 21) 「女性のライフスタイルの変化に対応した年金の在り方に関する検討会」(第8回)2001.7.13、<http://www.mhlw.go.jp/shinngi/0107/txt/s0713-3.txt>。
- 22) OECD 編著/岡部史信訳『図表で見る障害者政策』明石書店、2004、pp.113・114。
- 23) 『女性のライフスタイルの変化に対応した年金の在り方に関する検討会報告書』2002.12。
- 24) 男女共同参画影響調査専門調査会『「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告』2002.12。
- 25) 森口藤子「女性と年金」『ゆたかなくらし』本の泉社、2003.7
- 26) 社会保障研究所編『女性と社会保障』、東京大学出版会、1993。
- 27) 野村総合研究所編『2004年公的年金改革』野村総合研究所、2002。
- 28) 深沢和子『福祉国家とジェンダー・ポリテックス』東信堂、2003。
- 29) 鈴木静男『女性に真の年金権を!』本の泉社、2001。
- 30) 山森亮「連帯・排除・政策構想」齋藤純一編『福祉国家/社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房、2004。
- 31) 小越洋之助 a. 「2004年・年金改革をどう見るか」労働旬報社『賃金と社会保障』No.1372、2004.6、b. 「ナショナルミニマムと公的年金」労働旬報社『賃金と社会保障』No.1375-76、2004.8。